

● 国立研究開発法人情報通信研究機構委託研究規程

(平成16年4月1日 04規程第73号)

改正 平成18年 3月28日 05規程第121号

改正 平成18年12月26日 06規程第 25号

改正 平成20年 3月25日 07規程第 42号

改正 平成20年 4月 1日 08規程第 5号

改正 平成21年 3月 3日 08規程第 48号

改正 平成21年 9月29日 09規程第 21号

改正 平成23年 3月29日 10規程第 90号

改正 平成27年 5月26日 15規程第 6号

(目的)

第1条 この規程は、国立研究開発法人情報通信研究機構（以下「機構」という。）が研究又は開発（以下「研究開発」という。）を機構以外の者に委託して行うこと（以下「委託研究」という。）及び委託研究を実施するための契約（以下「委託契約」という。）に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、委託研究とは次の各号に掲げるものをいう。

- 1 先導研究型委託研究 国立研究開発法人情報通信研究機構法（平成18年法律第21号。以下「法」という。）第14条第1項第1号、第2号及び第6号に定める業務のうち、自ら行う研究開発の一部を機構以外の者に行わせるものをいう。
- 2 高度通信・放送研究開発委託研究 法第14条第1項第1号に定める業務のうち、研究開発の全部を機構以外の者に行わせるものをいう。
- 3 民間基盤型委託研究 基盤技術研究円滑化法（昭和60年法律第65号）第7条第1号に定める業務をいう。

二 この規程において、知的財産権とは、特許権、特許を受ける権利、実用新案権、実用新案登録を受ける権利、意匠権、意匠登録を受ける権利、著作権、回路配置利用権、回路配置利用権の設定の登録を受ける権利及び育成者権をいう。

(委託研究の要件)

第3条 前条第1項各号に規定する委託研究は、以下の基準を満たすものでなければならない。

- 1 先導研究型委託研究は、研究開発の目的、課題及び到達目標等に照らして、委託することが、機構が自ら実施するよりも所要時間、経済性等の面で有利であり、かつ機構にとって有益であると判断されるものであること。
- 2 高度通信・放送研究開発委託研究は、機構の研究開発機能との一体的な実施により効率化が図られるものであって、機構で定めた研究開発の目的、課題及び到達目標等に照らして、提案者が提案する方式・方法の内容及び研究開発目標、当該委託研究に係る技術及びその関連技術に関する提案者の研究開発実績、提案者における研究開発設備等の保有状況及び研究開発体制、提案者が提示する研究開発の年度別計画等が妥当なものであること。
- 3 民間基盤型委託研究は、国民経済及び国民生活の基盤の強化に相当程度寄与するもののうち、短期的には収益が期待できないなどリスクが高く、民間のみでは実施が困難な研究課題であること。

(公募又は企画競争)

第3条の2 委託契約を締結するときは、あらかじめ公募又は企画競争の手続きを経なければならない。ただし、契約予定価格が別に定める金額を超えない場合又は国からの受託に基き行う委託研究であって機構からの委託先、委託の範囲等が国から示されている場合は、この限りでない。

(評価委員会)

第4条 高度通信・放送研究開発委託研究及び民間基盤型委託研究の内容、受託希望者からの提案内容、研究成果等の評価を行わせるため、機構に高度通信・放送研究開発委託研究評価委員会及び民間基盤型評価委員会を置く。

二 前項の各評価委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(受託者の決定)

第5条 先導研究型委託研究の受託者は、理事会の審議を経て決定する。

二 高度通信・放送研究開発委託研究及び民間基盤型委託研究の受託者は、各評価委員会による評価を参考として、理事会の審議を経て決定する。

(契約の締結)

第6条 委託研究を実施するときは、委託研究の実施条件を定めた委託研究実施契約書を作成し、受託者との間で委託研究に関する契約を締結しなければならない。

二 前項の契約において、機構が複数の事業年度予算により支出を行うこととなるときは、国の予算又は方針の変更等により契約変更又は契約解除を行う権利を、受託者に対し留保するものとする。

三 第1項の契約を締結したときは、別に定める基準により、契約の名称、締結日、

相手方、契約金額等所定の事項を公表する。

(委託研究経費)

第7条 委託研究に要する経費の額は、機器装置開発費、労務費、消耗品等の経費であって当該委託研究遂行に直接必要となるものの額、当該経費以外に必要となる間接的な経費の額及び消費税に相当する額の合算額とする

二 前項の経費算定に関し必要な事項は、機構と受託者との間に別段の合意がある場合を除き、第2条第1項各号に規定する委託研究毎に別に定める委託経費算定基準による。

(監督及び検査)

第8条 委託研究担当部署は、契約の適正な履行が確保されるよう、その履行状況を把握しておかなければならない。そのために必要な監督を行うものとする。委託研究担当部署については、細則で定義する。

二 委託研究担当部署は、受託者が実施した業務の事業年度毎の履行完了を確認するための検査（必要に応じて、実地検査等を含む。）を行わなければならない。

三 前項に規定する検査は、契約書その他関係書類に基づいて行うものとする。

(委託費の額の確定)

第9条 契約担当理事は、前条第2項の検査の結果が第7条の委託研究に要する経費に適合すると認めるときは、委託費の額を確定し受託者に通知するものとする。

二 前項の確定額は、委託研究の実施に要した経費に係る適正な支出額と契約金額とのいずれか低い額とする。

(支払条件)

第10条 契約金額の支払は、検査後払いを原則とする。

二 前項の規定にかかわらず、必要があると認められた場合は、概算払をすることができる。

(過払金の返還)

第11条 契約担当理事は、受託者が、次の各号のいずれかに該当するときは、既に支払った委託費のうち機構による過払部分を請求するものとする。

1 前条第2項の規定により既に支払った委託費が第9条第1項の確定額を超えるとき。

2 第13条第2項の規定によりこの契約が解除されたとき。

3 その他過払金があるとき。

二 受託者が、前項の過払金を機構の指定する納期までに返還しないときは、未返還金額に対して納期の翌日から返還する日までの日数に応じ、契約締結時におい

て適用されている政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を乗じて計算した延滞金を付して返還させるものとする。

(履行遅滞金)

第12条 契約担当理事は、受託者の責に帰すべき事由により、履行期限までに契約の履行が完了しなかったときは、受託者から、期日の翌日から履行の日までの日数に、契約金額の千分の一を乗じた金額を遅滞金として徴収するものとする。

二 受託者が、災害救助法（昭和22年法律第118号）第2条に規定する政令で定める程度の災害が発生した市町村（特別区を含む。）の区域（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市にあつては、当該市の区域又は当該市の区の区域とする。）内において当該災害にかかり、その他の不可抗力、その他やむを得ない事由により、受託者が履行期限までに契約の履行を完了しないと認められる場合には、相当の期限を限り、履行期限を延長することができる。

(契約の変更及び解除)

第13条 契約担当理事は、契約締結後、契約内容の変更が必要と認めたときには、変更契約を締結するものとする。

二 契約担当理事は、受託者が、次の各号のいずれかに該当する場合、契約の全部又は一部を解除することができる。

- 1 受託者の責に帰すべき事由により、履行期限までに契約の履行を完了する見込みがないと認めたとき。
- 2 受託者が正当な事由なく、契約の履行に着手せず、又は契約を放棄し若しくは中止したとき。
- 3 前二号のほか、受託者が契約に違反し、契約の目的を達することができないと認めたとき。

(機密保持)

第14条 受託者は、委託研究に関して知り得た機密の情報を第三者に漏らしてはならないものとする。

(知的財産権の帰属)

第15条 業務方法書第27条に定める条件を満たす場合は、委託研究において、受託者の研究から発生した知的財産権は、受託者が所有することができる。

(成果の公表)

第16条 委託研究の成果は、これを公表するものとする。ただし、軽微なもの等については、この限りでない。

(その他)

第17条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成18年3月28日）

この規程は、平成18年4月1日から施行するものとし、施行に伴い、独立行政法人情報通信研究機構基盤技術研究の委託に関する業務に係る規程（04規程第89号）及び独立行政法人情報通信研究機構基盤技術研究における地域中小企業・ベンチャーへの重点支援に係る業務に関する規程（04規程第120号）を廃止する。

附 則（平成18年12月26日）

（施行期日）

一 この規程は、平成18年12月26日から施行する。

（経過措置）

二 この規程の施行前に契約した委託研究については、なお従前の例による。

附 則（平成20年3月25日）

（施行期日）

一 この規程は、平成20年3月25日から施行する。

（経過措置）

二 この規程の施行前に契約した委託研究については、なお従前の例による。

附 則（平成20年4月1日）

（施行期日）

一 この規程は、平成20年4月1日から施行する。

（経過措置）

二 この規程の施行前に契約した委託研究については、なお従前の例による。

附 則（平成21年3月3日）

この規程は、平成21年3月3日から施行する。

附 則（平成21年9月29日）

この規程は、平成21年9月29日から施行する。

附 則（平成23年3月29日）

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成27年5月26日）

この規程は、平成27年5月26日から施行し、同年5月21日から適用する。